

# 実務研究

日本税務会計学会  
平成26年6月 月次研究会



中村 琢也 [玉川]

## 所得税法の必要経費について —平成24年9月19日東京高裁判決を中心として—

### はつらつ

弁護士会等の役員等の活動として支出した費用が一般対応の必要経費として事業所得の計算上控除されるか否かについて争われた裁判で、第一審東京地裁平成23年8月9日判決では事業所得を生ずべき業務と直接関係しないから必要経費として事業収入から控除できないと判断したが、第二審東京高裁判決平成24年9月19日判決では一部必要経費の算入が認められた。第二審について論理の展開がつかないではないかという議論

### I 所得税法上の必要経費についての確認

1. 関連法令等の定め  
所得税法第37条において必要経費の通則が定められ、別段の定めとして第45条や第51条から第57条等及び租税特別措置法等の規定がある。本判例に係る別段の定めとして所得税法第45条と所得税法施行令第96条の家事関連費等の必要経費不算入の規定がある。

### 2. 必要経費の意義

(1) 一般に必要経費とは、

(2) 現行所得税法の基本的

はあるが、結果として弁護士会等の役員等の活動の支出についても必要経費と認められたことや必要経費の要件などが明確になった点は評価されている。これまで事業所得と給与所得の区分や事業所得の範囲など収入面からの判例は多くあったが、必要経費の内容や範囲を主として争った判例はなかった点も注目されたところである。本稿では第二審の結果を踏まえての必要経費の確認と判例の紹介をしたいと思う。

な考え方について、所得概念については「いわゆる純資産増加説（一定の期間における純資産の増加一家計費等所得の処分の性質を有するものによる財産減少は考慮しない）を所得と観念する説」の考え方に立つ（税制調査会「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」昭和38年12月）ことを基本としている。

そして、所得税法上の「総収入金額」と「必要経費」は法人税法上の「益金」及び「損金」に対応する「容器」としての表現をとるものの、「必要経費」については明治32年全文改正以来立法方法の前提となっていた実体的概念の側面も引き継いでいるとされる。（確井光明「必要経費の意義と範囲」日税研論集VO L31）

(3) 必要経費と家事費との関係について、所得の基因となる事業等に関する所得の形成に直接寄与していない経費又は損失の取扱いについては、純資産増加説的な考え方に立って、できるだけ広くこの種の経費又は損失を所得計算上考慮すべしとする考え方と、家事費を除外する所得計算の建前から所得計算の純化を図るためには家事費との区別の困難な経費等はできるだけこれを排除すべしとする考え方との広狭二様の考え方があり、所得税の建前としては、事業上の経費

### 3. 必要経費の要件

所得税法第37条第1項は、「所得を生ずべき業務について生じた費用」と規定しており、業務に係る費用という意味において「業務関連性」が要件となっている。また、所得税法施行令第96条は「所得を生ずべき業務の遂行上必要」と規定しており、業務遂行上必要であるという意味において

と家事費とを峻別する後者の考え方も当然無視することができないが、事業経費又は事業損失の計算については、できる限り前者の考え方を取り入れる方向で整備を図ることが望ましいと考えるとしている。また、家事関連費について、家事関連費に関する規定は、抽象的であるため、交際費、接待費、寄付金等の経費につき必要経費に認めるべきであるかどうかの判定が事実上困難である。判定を容易にするためには形式的な基準を規定してこれをもとに判定することも考えられるが、この種の経費は、その性質上客観的にその基準を定めることは必ずしも容易でなく、したがって、個々の事実判定に委ねる方がかえって合理的であるとも考えられるので、規定上従来のような基本的な考え方を表現するにとどめるのが適当であると考え（税制調査会前掲答申）としている。

### II 第二審判決の判決の趣旨と意義

#### 1. 第二審において第一審と異なる判断の流れ

(1) 「所得を生ずべき事業と直接関係」という第一審の判断基準の否定  
所得税法第37条と所得税法施行令第96条第1号の一般対応の必要経費の規定の文言と所得計算の趣旨から「事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であること」が必要経費として控除されるための要件であるとし、「所得を生ずべき事業と直接関係」することには根拠がなく、「直接」という文言の意味が不明であるとした。

(2) 「弁護士業務の遂行上必要」と規定する納税者の主張を否定  
一方、弁護士が弁護士としての地位に基づいて行った活動が全て所得税法上の

「必要性」も要件とされてこの「業務関連性」と「必要性」の2つの要件について、業務上必要であるから業務に関連するといえるということが成り立つことが多くあり、2つの要件は多くの点において重なり合っているとされる。（確井前掲書）

また、通常の支出であることが一般対応の必要経費の要件となると言われることも多い。通常の支出であるということは、「必要性」を客観的に判定する尺度として用いられる場合と、金

#### 4. 必要経費に関する判例

必要経費の意義を判事している大嶋訴訟（大阪高裁昭和54年11月7日判決）では、「その事業を営むため、すなわち収入を終局の目的として直接あるいは間接に支出を余儀なくされたもののみを必要経費となし、それ以外の支出はすべて支出者の生活費すなわち家事費とみるのが相当である」と判事している。

(4) 「弁護士の事業所得の一般対応の必要経費」に該当する要件  
しかし、弁護士会等の役員等としての活動が「事業所得を生ずべき業務」に該当しないからといって、その活動に要した費用が弁護士としての事業所得の必要経費に算入することができないというのではなく、弁護士会等の役員等として行った活動に要した費用であっても、弁護士として行う事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出であれば、その事業所得の一般対応の必要経費に該当するといえることができる。したがって、(5) 「弁護士の事業所得の一般対応の必要経費」に該当する活動は、弁護士に対する社会的信頼を維持して弁護士業務の改善に資するものであり、弁護士として行う事業所得を生ずべき業務に密接に関係するとしても、会員である弁護士がいわば義務的に多くの経済的負担を負うことにより成り立っているものであるから、弁護士が人格の異なる弁護士会等の役員等としての活動に要した費用であっても、弁護士会等の役員等の業務の遂行上必要な支出であったということができるのである。であれば、その弁護士としての事業所得の一般対応の必要経費に該当すると判断されるが相当であると判断された。

#### 2. 判決のまとめと意義

前半で確認したように必要経費の実体的概念や条文の制定趣旨などを考えれば、第二審の判決は妥当であり、弁護士会や税理士会などの会務活動は各士業の業務遂行上必要不可欠なものとして認められたことの意味は大きい。また、一般対応（間接対応）の必要経費に該当するためには、個別の支出について、「所得を生ずべき業務について生じたか、または「所得を生ずべき業務の遂行上必要」であったかいかいずれかと社会通念上支出されるもので過大でないことを証明できればよいこととなった。

具体的には、飲食費等であっても業務の遂行上の目的や内容を明確にすることが出来れば家事関連費に入ることではなく、直接必要経費に区分することができるので、納税者としては支出に関する記録と証拠の保全が大切となることとなるが当然のことながら明らかになったといえる。

#### (参考文献)

- 月刊税理 2014年4月号・5月号、税研168号・175号、税務弘報2013年2月号・6月号・10月号、税法学569号・571号、税務事例2012年12月号・2013年2月号・2014年3月号、国税速報6252号。